

ニュー・ディール政策に対するAFLの反応—1935年まで

長 沼 秀 世

I

現代史を考へんとする時、1930年代の重要性を指摘する事には異論がなからう。大恐慌と共に始まった30年代は、アジアでは早くから満洲事変という形で戦乱が生じていたが、欧州では1933年初めに、ドイツでナチスが政権を握り、続いてアメリカではニュー・ディールが開始された。一般に、これら二つの政治路線は、一方がファシズム、他方が民主主義といわれている。各々の政治路線は、各々の国際的地位や国内状況を反映してとられた世界恐慌への対応形態であり、現象的には対極的なものに見えるが、単純には性格規定できぬ複雑な内容をはらんでいるのではなからうか。ナチズムの規定はともかくとして、ニュー・ディールについては、特に戦後のアメリカの諸動向を考える時、われわれは改めて十分に考察せねばならないであろう。ところでニュー・ディールは、一般に、F・ルーズヴェルトの大統領就任以降、第二次大戦以前に次々に制定された諸法律を総体として、主に国内経済政策と考えられている¹⁾。だがニュー・ディールの性格を考えるには、単なる経済政策よりも広く外交政策等を含めた全般的な政治路線としてみる事が必要であろう。さらにニュー・ディールを考えるには、政策決定者の側のみを見てはなるまい。いう迄もなく、政策の客体たる国民諸階級・階層の動向が政策決定の要因となる。そこでニュー・ディールを全体的に把握するには、ルーズヴェルトを中心とする政府の動き、法律の制定状況と共に、国民の対応状況を検討せねばならない。

国民諸階級・階層の中で多数を占めているのは、労働者階級である、という点には異論がなからう。例えば1930年のアメリカで、経済活動人口中の労働者階級の比率は約70%である²⁾。そこで、国民の対応状況の

1) ニューディールの終了時期規定については、1938年、40年、41年等、様々な説があるが、筆者はルーズヴェルトが39年年頭教書で準戦時体制に入る事を述べた点から、38年説をとる。cf. B. Rauch: *The History of the New Deal*, 1933—1938, 1944; W. E. Leuchtenburg: *Franklin D. Roosevelt and the New Deal*, 1932—1940, 1963; D. Wecter: *The Age of Great Depression*, 1929—1941, 1948

2) 経済活動人口全体から、ホワイトカラーの一部(専門職、支配人)、個人家庭内のサービス従事者、農業関係従事者を除いた数字。(U. S. Dept. of Commerce: *Historical Statistics of the U. S.*, 1960のD. 72—88, p. 74より算定)なお、これは甚だラフな算定で、これをもって直ちに労働者階級の比率というつもりはなく、あく迄概略である。アメリカ労働者階級構成の規定については、最近の文献としてJ. M. Budish: *The Changing Structure of the Working Class*, 1962がある。

中で特に労働者階級の対応状況を知る事が重要となる、これは単に量的に意味があるだけでなく、労働者階級がもつ政治経済上の地位から見ても、重要なのである。次は労働者階級の対応状況を検討せんとする時、労働者の組織的集団たる労働組合を素材とする点にも異論はなからう。とはいえ、ニュー・ディール当時のアメリカの労働組合組織率は、相当に低く、ニュー・ディール後期に急激な組織化が進められてもなお、全労働者の1/4強が組合に所属したのみである¹⁾この点からいえば、労働組合の対応状況が直ちに、労働者階級の対応状況を示すとはいえない。しかし、労働組合が労働者階級をある程度代表するといえるし、他方、未組織の労働者の対応状況を総括的に知る事は非常に困難であり、それは資料的にも殆んど入手しえないものである。では政党が国民の対応状況を示すのではないか、という事が考えられる。アメリカではいう迄もなく、共和・民主の二点が殆んど絶対的な地位を占め、その他のいわゆる第3党といわれる革新系の政党は甚だ微弱であり、それが労働者階級の対応状況を示すとは云い難いであろう。他方、共和・民主両党が選挙で国民の大部分から投票をうけたからといって、又、両党の党員・党支持者に労働者大衆がいるからといって両党が労働階級の立場を表明しているとはいえない事は、論をまたないであろう。そこで、ニュー・ディール期の労働者階級の対応状況を知る為に、労働組合を素材とする事は、全く十分ではないが必要なものといえよう。当時労働組合の大多数は連合体たるAFL及び1936年秋にほぼ実質的な連合体となったCIOに加盟していた²⁾。そこで労働組合の対応状況を全般的につかむ為に、この連合体を取上げる事とするが、本稿では紙数の関係でニュー・ディール前半期における対応状況を扱う事としたい。

ここで、ニュー・ディール前半期とは、1935年迄をさす。この時期のアメリカ労働運動は、大恐慌迄の衰退から反転して、組織的にも活動上でも上昇期にあり、35年秋には、独立の組合連合体の準備段階たる委員会組織のCIOが形成され、アメリカ労働運動の一転機となる。こうしてニュー・ディール前半期は、後半期における飛躍への準備期として、アメリカ労働運動史上でも、大きな意味をもっている。本稿では、この時期の労働運動を、組織活動や労働争議の実態や数量的問題から論ずるのではなく、主としてニュー・ディール政策に対する見解を扱う事としたい。しかし、これはあく迄紙数の関係であり、労働組合のニュー・ディールへの対応状況をいう時、筆者は、組合のニュー・ディール政策への見解だけでなく、全般的な労働運動を包括して考えている事を断っておきたい。なお筆者は、以上とほぼ同様の問題意識から全国産業復興法(ニラ)を中心とする1934年迄のニュー・ディール政策に対する、AFL執行部の見解を論じた事があり³⁾、本稿はその続編ともいうべきものである。

I

AFLが階級意識ではなく職業意識によるビジネス組合主義に依拠している事、その活動がいわゆる経済

-
- 1) 1935年の組織率は13.4%、38年=27.8% (*Historical Statistics*, p.98 D745,). しかしこの数字には異論も成立する。それは38年当時のCIOの員数が水増しされているとの説が最近有力な為である。cf. W. Galenson: *The CIO challenge to the AFL*, 1960, pp.581—595
- 2) CIO形成については、不十分な素描で現在訂正すべき点も感じているが、拙稿「ニュー・ディール期におけるアメリカ労働運動——CIO成立史」一橋研究8号(1962)を参照されたい。
- 3) 「ニュー・ディール初期におけるAFL」一橋論叢51—2(1964)

主義で労使間の協約に重点をおいており、政治問題については、組合に直接関連する労働立法の面で圧力団体的行動をとるのが主であり、概して保守的だった事等は、既に多くの論者に指摘されている。これらのAFLの態度は、大恐慌の事態の中でも容易に変化せず、非常に鈍い反応を示したのだった。その一例がしばしば取上げられるAFLの失業保険への態度であり、AFLが失業保険原理を認めたのは恐慌4年目の1932年だった。1933年3月、F・ルーズヴェルトが大統領となり、ニュー・ディールが開始され、3月から6月迄のいわゆる《百日間》に次々と法律が制定されるが、ニュー・ディールの中心的な法律であり労働者に最も関係の深かった全国産業復興法（ニラ）は、《百日間》の最終日に成立する。ニラにより各産業毎に公正競争規約が設けられるが、これは一種の公認のカルテル化統制経済体制を作るものだった。これに対しAFL執行部はほぼ全面的に承認を与える。即ち、《ニラは公正競争の為の統制であり、史上初の政府監督下の民主的統制による産業自主協力の試みである。ニラにより不況を終らせ、新時代を開始する事ができよう。ニラの目的遂行に参加する事は経済的責務であるばかりか、国民福祉の為の愛国的義務である》と。しかしその後のニラ体制の進展状況は労働者側より産業経営者側の望む方向に動いていった為、AFL執行部も以上の如き楽観的期待を薄れさせ、ニラ体制にやや批判をもつに至る。ニラ施行2年目にはその矛盾が露呈され行き詰り状況となる為、AFL執行部はニラに対し、その根本には触れないものの、批判を強めるのだった。即ち、AFL執行部は、規定労働時間の長い点、規約適用外労働者の範囲が大きい点、失業者がなお多数存在する点、実質賃金が停滞している点を批判した。さらにAFL執行部は、労働組合関係での政府の行動に失望し、政府信頼度を薄めた、とのべ、ニラ制度改編を要求し、特に労・使・公三者協力の為に労働組合代表のニラ体制参加を求めたのだった¹⁾。

翌1935年、ニュー・ディール政策は以前の復興中心から改革中心となり、ここに第二次ニュー・ディールが始まったといわれる。同年の大統領年頭教書は、時限立法であるニラ延長、失業救済拡大、社会保障制度創設を要請していた。こうして同年5月に緊急救済法が制定され、失業対策事業拡大の為、事業振興局WPAが設けられた。しかし同月末、ニラは最高裁で違憲判決を与えられた。この判決は大統領にかなりの衝撃を与えたらしく、それが一因となり、彼は今迄賛成しなかった。全国労働関係法（ワグナー法）支持に廻り、1年ぶりで同法が7月に成立した。同法は、労働者の団結権、団交権を認める点で、以前のニラを引継いだものだが、運用面が強化された事により、労働者に有利な状況をもたらした。翌8月には、これ又1年がかりだった社会保障法が成立した。同法により養老年金、失業保険が給付される事になったが、それは即時給付ではなかったし、給付予定額も少額だった。しかしアメリカとしては画期的な社会保障制度がここに初めて施行される事になった²⁾。

さて以上の如き状況下の1935年、AFL執行部はニュー・ディールに対し如何なる見解を示したであろうか。同年秋の大会への執行部報告は、細字で150頁にも登るが、その半分をニラ関係・失業問題にあててい

1) 本項については、前出拙稿「ニュー・ディール初期におけるAFL」を参照されたい。

2) 本項については多くの文献があるが、さし当り Rauch : *op. cit.*, pp. VI, 131, 156, 161 164, 181—190, Leuchtenburg : *op. cit.*, pp. 125, 131, 132, 145, 151f. ; A. M. Schlesinger, Jr. : *The Age of Roosevelt*, Vol. I, 1959, p. 405f., Vol. II, 1960, pp. 211, 277—282, 291f, 345, 385—400, 405f, 443.

た。まず報告は「ニラは初めての国家的計画の実験であったが、違憲判決の為、突如、その計画は終了した」と前置し、次のような評価を与えた。「ニラにより産業の組織化が非常に進展した。しかしニラの核心たる労使の統一行動は殆んど行われず、例えば産業規約作成管理機関で、労働者は発言権をもてなかった。だが労使の統一行動推進にとり、ニラは効果的だったといえる。次に雇用数及び購買力の引上げについてのニラの効果を絶對的に判定する事はできないが、以前の不況に比較すると、雇用面の回復は急速であり、これには労働時間短縮が原因となっていよう。購買力の点では、全般的には上昇したものの個人あたりの購買力は殆んど上昇せず、他方、大会社の利潤は急増している。この点、不況回復の為には労働者の取分を一層増加させるべきである。だが全般的にみてニラのもたらした経済的、社会的利益は否定できない。ニラは労働時間・賃金等の低水準引上げ、不当労働行為制限の面を進歩させた。又、ニラにより以前のレッセ・フェールを制御する道が判明し始めた」このように、AFL執行部は、ニラを基本的に成功したと評価したのであった¹⁾。

ニラ体制の中で労働組合規制を受持った全国労働関係局、新たに同局の根拠法となったワグナー法については、AFL執行部報告は次のように記している。「全国労働関係局はニラ7条a項の解釈として、使用者側の団体交渉義務、一定単位労働者の団交代表に専一的団交権を付与する事、労働協約の文書化、使用者側による会社〔御用〕組合援助及び労働組合加入者差別の廃止、を打出した、しかし労働関係局の権限が不十分な為、以上のニラ運用は十分遂行されなかった。今後はワグナー法が労働者の団結権・団交権を保証する事となり、同法は労働関係局に使用者の不当労働行為阻止権を与え、ここに以前のニラ7条a項解釈が法文化された。この点、ワグナー法制定は、使用者側の同法反対に対するAFLの勝利である。同法により、われわれは労働関係の新たな目標に到達したものと信じる。これは全アメリカ国民の別益となるう²⁾」

このような楽観的態度は政府の施策に対する受動的承認を生み出し、自らの積極策をもてなくする。それが失業問題についての執行部報告に如実に現われた。いわく「今なお11000万に登る失業者を就職させる事は我が国の最大任務の一つである。その為には、労働時間短縮による労働者の吸収、労働者の購買力増進を通じての景気回復による労働力需要増大がある」かかる平凡な結論の後、同報告は失業対策について詳細なデータを挙げるが、それは政府施策の説明に留まり「政府はかくの如く不況と闘い、失業対策を行っている」

1) *Report of the Proceedings of the fifty-fifth Annual Convention of the American Federation of Labor*, 1935, pp. 37—43 (以下AFL ; *Proceedings*, '35の如く略記する。)

2) AFL ; *Proceedings*, '35, pp. 43—52, 133—135. なお、このようなワグナー法に対する見解は、現実の状況に比較すると、いささか楽観的すぎるものである。ニラが違憲判決をうけたと同様にワグナー法も違憲であるとの見解が資本家間でもたれており、現に Du Pont や General Motors を代表として作られたアメリカ自由連盟は35年末、ワグナー法違憲説を盛んに流布させていたのである。(Schlesinger : *op. cit.*, Vol. I, p. 406 ; Vol. II, p. 448f. ; Leuchtenburg : *op. cit.*, p. 91 f.) 又、当時の大会社は殆んど労働組合を承認してなく、大会社に組合を承認させたのは36年以降のCIOを中心とする座り込みスト等の実力による闘争によってであった。特に36年2月のGoodyearゴム、11月以降のGMストが有名である。(Labor Research Association : *Labor Fact Book*, IV, 1940, p. 171f. ; E. Levinson : *Labor on the March*, 1938, p. 311 ; Galenson : *op. cit.*, pp. 127—147 ; E. Ginzberg & H. Berman : *The American Worker in the Twentieth Century*, 1963, pp. 234—241)

とあたかも政府の報告のような報告をしたのだった。これと同様な事が社会保障に関する報告にもいえる。即ち同報告は、《この度社会保障法が成立した。これは労働者を失業・老令による困窮から守る福祉政策の開始であり、経済的安定・所得の平等配分への第一歩である。それは我が国における新分野の開拓である。同法は十分なものとはいえぬが、《長年の望みの大部分がかなえられ、今後の飛躍への礎石となろう》との大統領の言葉にもある如く、一層完全なものへの基礎となるものである》。と述べ、続けて同法の細かい規定を解説したが、何ら批判を加えなかったのである¹⁾。

Ⅱ

さて以上の如き執行部の見解に対して、下部労働者の声は如何なるものだったろうか。AFL大会では、執行部報告に対する討論及び加盟組合代議員が提出する決議案とその討論に、下部労働者の声の反映を読み取る事ができよう。そこで、それらを大会議事録の中に採ってみる事にしたい。1934年のAFL大会におけるニラ体制に関する討論の際、1代議員は《われわれはニラ7条a項を実施させるのに苦勞している。組合に参加した労働者は解雇される。そこでわれわれはストに入り、労働局に提訴するが、その間に非組合員が雇われている。労働局が団体交渉の代表を選ぶのはその後なので、われわれ組合側は代表になれない。このような労働局の方針は不当であり、ニラ7条a項はゴマカシにすぎない。われわれは法律に頼るのでなく、断固ストで闘うべきだ》と述べている。別の代議員も《われわれは2年に1度だけ権利を行使できるだけで〔選挙を指す〕、後は放り出されるだけで、スト以外に手はない》と述べ、下部労働者の一部にあったニラ体制の不備に対する戦闘的気運を示していた。かかる発言は、現実の労働争議において1934年、アメリカ労働史上でも画期的なストが行われた事を反映している。ニュー・ディール開始以来、労働者は賃金・労働時間の改善と共に組合承認を要求して多くのストを行い、争議件数は非常に増加していた。特に34年はニュー・ディール期の中で37年と共に、争議参加労働者の比率が最高を示した年だった。争議の内容でも、34年にはサンフランシスコで、5月以来の沖仲仕組合争議に端を発して7月に約13万人が参加した全市のゼネストが生じていた。それ以前にもトレドの電器労働者、ミネアポリスのトラック運転手のストがあり、さらに9月には繊維労働者約50万人が全米にストをくり広げた。これらの争議は全て流血事件を伴い、何名もの労働者が死亡していた。これらのストについてAFL大会には次のような決議案が出された。《第119号：サンフランシスコの海運ストや全国的繊維スト等で、労働条件引上げの為の団結が示された。今後とも労働者の生活条件が使用者や政府機関により脅かされる時には、同情ストやゼネストを支持すべきである》。また特にサンフランシスコ・ゼネストの際、これを承認せずと声明したAFL会長を非難せよと要求した決議案もあった(第138号)。これらは共にあっさり否決される というのは、AFLの多数を占めるものは階級協調主義をとり、政府に従う事を本旨としていたからである²⁾。

1) AFL : *Proceedings*, '35, pp. 58—90

2) AFL : *Proceedings*, '34, pp. 243, 253, 474—476, 480f., 621f., 624 ; 争議件数等については *Historical Statistics*: 60, D764, 766 ; 34年の各地のストについては Schlesinger: *op. cit.*, Vol. Ⅱ, pp. 385—394 ; Leuchtenburg : *op. cit.*, pp. 112—114 ; M. Derber & E. Young : *Labor and the New Deal*, 1957, pp. 112—114.

次に、ニラそのものについて、いう迄もない事だか賛否両論が存在した。一決議案は「今や労働者は政府により団結権を与えられた。しかし大資本がこれを妨害している。われわれは政府のニュー・ディール政策に賛成し、それを後援しよう」（第12号）と述べ、これは決議の精神及び目的に関して大会の賛同をえた。同様な決議案は他にも幾つかあり、ニラはアメリカの基本的自由機構を守るものである、とか、ニュー・ディールを行う大統領を信頼し支持する、と述べている。（第62, 99号）。これらに対し、少数ではあるがニラ体制を非難する決議案も提出された。（第125号）：ニラ施行以来1ケ年経過した現在、なお1千万以上の失業者が存在する。又ニラによる産業規約により、労働者の賃金や購買力は低下している。政府はニラ7条 a 項で労働者の団結権を保証したかに見えるが、労働争議に際し政府は軍隊を使用し、或いは棍棒やガスを労働者に見舞っている。労働局は仲裁や調停の延伸により、労働者の組織化を阻んでいる。その他、自動車産業規約に含まれる功績条項やオープン・ショップ制承認、鉄鋼業規約にある会社御用組合承認の例に見られる如くニラは反労働者の方法である。かくて政府は労働者の闘いに干渉しているのである。ニラ管理機関に労働者代表を送る事はかかる方針の容認となるから。組合役員はニラ機関から脱退すべきである」。このように政府を直接非難する決議案は例外的であり（他に1例、第133号）、その他のニラ批判決議案は、規則を守らぬ使用者とか、ニラ管理機関の個人等の批判に留まっていた（第109, 113, 148号）。これらのニラ批判決議案は、殆んど否決された¹⁾。

失業問題についても、当然ながら数決議案が提出された。それらは、少額の救済費に対し1家族あたりの金額引上げ要求、失対事業の低賃金に対し一般的な組合協定と同水準の賃金要求、失対事業の拡大要求、等であった（第2, 93, 149, 155, 180号）。これらは概して大会で可決されるが、失対事業の賃金については、「熟練工の仕事につく労働者には組合協定なみの賃金を与える」という風に決議案の字句を変更した上での可決であった。ここにもAFLが主として熟練労働者の利益のみを計り、一般労働者の低賃金について配慮していなかった事がうかがわれる。なお失業対策事業に関して次のような2決議案があった。「第194号：緊急救済事業における雇用登録の際、貧困宣誓をさせる所が多々ある。この点、政府に抗議する。」「第207号：数州で被救済者は投票権を拒否されている。又南部諸州では、投票税により労働者・農民・黒人の投票が阻まれている。この基本的自由侵害に抗議し、投票権を与えるよう要求する」後者は否決され前者は執行部に付託された。この付託とは殆んどの場合、その儘握り潰される運命を意味した²⁾。

さてこの34年大会当時、社会保障制度について幾つかの法案が議会で審議されていたし、大統領もそれについて議会に教書を送ったりしていた³⁾。そこで労働者の側から、社会保障に関して何らかの意見が出るのは当然であろう。その点AFL大会で執行部報告が僅かしか触れなかったのに対し、代議員提出の決議案に

1) AFL : Proceedings, '34, pp. 182f., 202, 217, 239, 241, 247f., 251, 603—606, 635, 643f., 676f., 697—703. なお功績条項とは、使用者が労働者個人の功績により、組合に関係なく、労働者の選任・昇任させようというもの。これはいう迄もなく組合員差別・締出しに有効な手段となる。その為34年春には、この条項に反対する自動車労働者間にストの気運があり、大統領がのり出して斡旋に努めた。

2) AFL : Proceedings, '34, pp. 179, 213f., 258, 261f., 270f., 274f., 279, 571f., 632—635, 637, 646f., 709f.

3) Derber & Young : *op. cit.*, p. 250 ; Schlesinger : *op. cit.*, Vol. I, pp. 303—308.

は、社会保障制度を要求するものが11もあった。この数は全大会決議案中、組織問題たる産業別組合決議案に次ぐ数だった。社会保障に関する決議案の殆んどが失業保険を求め、その他幾つかは養老保険や健康保険を要求していた。例えば次のようなものがある。《第76号：アメリカは世界で最も富める国でありながら、失業・老令・傷病等から生ずる問題に対処していない。これらのもたらす困窮から保障する連邦法制定の為に、AFLは運動を開始せよ》又、具体的に週10ドル以上の失業保険金及び60才以上の人間に同額の養老保険金の要求、保険基金管理への労働者参与の要求もあった(第32, 38号)¹⁾。この社会保障について当時の議会に出されていた法案の一つに、Lundeen法案といって政府及び使用者のみの出資により週10ドル以上の失業保険金その他を給付せよ、という法案があった²⁾。このLundeen案をAFLが推進せよ、という決議案もあり(第57, 101, 124, 126号)、その一つは次のように述べていた。《AFL加盟組合支部2,000, 都市組合協議会30, 州労組連盟4, 全国組合4が、Lundeen法案に賛成している。他方、AFL幹部が支持する法案は現存失業者を保護せず、むしろ真に有効な失業保険を回避する為のものである》と。又、1決議案はLundeen案推進の為に、全国的24時間ストを要求していた³⁾。

これら社会保障関係の諸決議案に対して、決議案を整理し意見を付して大会へ報告する大会決議委員会(大会に際し、執行部が任命で定める委員会、大体、幹部が委員となる)は、社会保障の意図には賛成すると述べつつも、連邦管理の失業保険法には反対(州管理の失業保険制への連邦援助ならば可)、60才以上の養老年金には反対、Lundeen法案には反対、との意見を出した。即ち決議案は、抽象的な社会保障には賛成するが、その為の具体的提案には反対し、《政府計画を支持する》よう大会に勧告した。当時、社会保障の政府計画は未だ提出されておらず、翌年の議会に提出されると予告されているだけだった。しかしAFL大会は、決議委員会の意見どおり採択したのだった⁴⁾。

IV

いわゆる第二次ニュー・ディールが始まった1935年のAFL大会における下部労働者の声は如何なるものだったろうか。当時、ニラが違憲判決をうけた為、資本攻勢が強化され、労働条件は悪化しそうな気配があった。そこでニラ復活を望む決議案が多く出された。その例として次のようなものがある。《第166号：ニラは我が国の生産及び分配機構の欠陥を注目させたものであり、AFLは同法のもつ欠点にも拘らず同法を支持した。今なお膨大な失業者が存在する時、かかる方策の永久的継続が必要と思われる。同法の違憲判決以後、基準としては不十分だった産業規約の労働基準すら守られず、復興は一層遅延させられている。われわれはニラ立法の原則を信頼し、支持する。又産業規約による労働条件については一層の検討を要求する》別の決議案も、ニラ産業規約による労働条件規定が不十分である点をつきつつも、それが労働条件引上げに

1) AFL : Proceedings, '34, pp. 118, 189, 192, 207, 598—602.

2) Labor Research Ass'n : *op. cit.*, Vol. Ⅱ, p. 103. なお Lundeen はミネソタ選出の農民労働党の議員で、34年当時のアメリカ下院の急進派の一人だった。(Schlesinger : *op. cit.*, Vol. Ⅲ, p. 143 ; Leuchtenburg : *op. cit.*, p. 132.

3) AFL : Proceedings, 34, pp. 200f., 217, 598—602. なお当時のAFL組合支部は全国で34,472.

4) *ibid.*, p. 602.

役立った事、産業規約廃止後の労働条件低下をのべ、産業規約の新立法を要求し、新立法により執行権をもつ委員会設置、その委員会に労働者が対等の資格で参加する事を規定せよと求めていた(第204号)¹⁾。

次に、ニラ違憲判決の事態に抗し、憲法そのものを改正してニラの如き立法を守れ、と要求した決議案が幾つか提出された。一決議案はいう、《ニラ違憲判決の結果、われわれがこの2年間の労働運動によって獲得した成果を破壊せんとする一連の攻撃が行われ始めている。例えば組合員に対する差別や解雇、労働時間延長が公然と行われている。かかる労働者に対する攻撃を阻止する為に、未組織労働者の組織化運動を展開し、戦闘的労働運動により、労働立法を無効にする策動に対抗し、憲法改正の為運動すべきである》(第146号) 具体的に改憲案を示したのもあった。《第84号：今日の産業上の問題は、州境界を越えた全国的立法によってのみ対処しうる。然るに最高裁判所は、ニラその他の経済福祉・社会保障立法を、州権侵犯等による憲法違反の科で無効にせんとしている。かかる判決は労働者の進歩への希望を窒息させ、労働者の経済的社会的向上斗争に対する反動の武器として利用されている。よってAFLは次の如き憲法改正を実現すべく活動すべきである。「連邦議会は、18才以下の労働の制限又は禁止、凡ゆる労働者の労働時間制限及び最低賃金保証、老年・傷病・失業に対する給付等の救済措置、その他労働者の社会的経済的福祉の為の全国的統一的立法権を有す。」》²⁾。当時の議会にも、下院議員 Marcantonio から改憲案が提出されていた。そこで彼の改憲案をAFLが支持せよ、という決議案も幾つかあった(第41, 104, 188, 214号)³⁾ その他にも様々な案があったが、中でも急進的なものとしては、《反動ファシストによる社会労働立法攻撃に対し、労働戦線を統一して闘うべきである。その為に組織活動やストを積極的に行い、真の労働立法をかちとり、それを守るべく憲法を改正させよ》というものがあった(第187号) これらの改憲要求決議案に対し、大会決議委員会は《今日の段階では特定の改憲案を支持する事は賢明でない。しかしこの問題は重大であるから、十分研究するよう執行部に付託すべきである》と、勧告した。殆んど全ての決議案は決議委員会の勧告通りに処理されるが、この改憲決議案に関する勧告については、AFL第一副会長でもある代議員から、《この問題の審議を無期延期せよ》と握りつぶし動議が出され、一度この動議が採択された。しかし閉会直前に決議案提出者の一人から再審要求が出され、再審が91対41(棄権者多数)で認められた結果、決議委の勧告通り、執行部付託となった。しかし概して保守的かつ官僚的な執行部はこの改憲決議案を握りつぶし、翌年の大会に何らこの問題の結果を報告しなかったのである⁴⁾。ここに示されたAFL内の一部の改憲要求は、ニュー・ディールを労働者の立場から一層推進してゆこうとする積極的動きの現われと解釈できよう。又これらの動きが1937年のルーズヴェルトの司法改革要求(失敗したが)につながった、といえよう⁵⁾。

この改憲要求に認められる積極性は失業対策事業に関する決議案にもうかがわれる。例えば《第217号：新たに設けられた事業振興局WPAの賃金は苦力的賃金であり、その他の労働者の賃金を引下げるものであ

1) AFL : *Proceedings*, '35, pp. 265, 285, f., 578—580. なおこの2決議案は可決された。

2) *ibid.*, pp. 200, 258, 789f.

3) *ibid.*, pp. 183, 241, 279, 291. なお Marcantonioはニューヨーク選出で、当時の急進派であり、前述のLundeenと共に共産主義者に近いといわれていた(Schlesinger : *op. cit.*, Vol. Ⅲ, pp. 143f., 150).

4) AFL : *Proceedings*, '35, pp. 275f., 792f., 819f.; cf. AFL : *Proceedings*, '36, pp. 24—198.

5) cf. Leuchtenburg : *op. cit.*, pp. 231—238 ; Schlesinger : *op. cit.*, Vol. Ⅲ, pp. 484—496.

る。あらゆる救済計画における賃金に、組合水準の賃金率を確立するよう闘うべきである。また失業対策事業で働く労働者を支援し、彼らが一般的賃金をえられるよう援助し、彼らを組織化すべきである¹⁾。この他5決議案が、失業対策事業における低賃金に反対し、決議案を大統領或いは関係機関へ送付するよう、要求した²⁾。執行部報告が失業対策事業の低賃金を指摘したのみに留まったのに比較し、これら決議案がその為の闘争や政府への申入れを主張する点に、積極性を認められるであろう。同様な事は社会保障関係の決議案でもいえる。1決議案は大会2ヶ月前に成立した社会保障法に健康保険が含まれていない点につき、その立法を要求した(第174号)。全般的に社会保障法に不満を表明した決議案も幾つかあった。例えば《第138号：ニュー・ディールによる復興の大宣伝にも拘らず、膨大な失業者が存在している。しかるに新たに制定された社会保障法は、現存失業者を保護せず、さらに将来の保障も全く不十分である。また同法は少数の労働者のみ適用される他、拠出金を労働者も負担する事になっている。かかる欠陥をもつ同法に対してはAFL内の多数組合が反対している。これに対しLundeen 法案のみが真の社会保障法となりうるものである。AFLはLundeen 法案を承認し、同案が議会で採択されるよう運動すべきである》これら社会保障関係の決議案に対し、大会決議案は、正式には大会で言及せず、執行部報告の社会保障法関係部分について、《諸法律の内でも最も貴重な重要なものの一つであり、わが労働運動の貴重な成果である》と報告したのみだった。そこで1代議員から《社会保障法を本当に労働者の勝利と見なせるのか》と疑問が出されたが、決議委員会報告があっさり可決された。即ち関係決議案は大会に上程されず、大会最終日に未上程決議案を全て執行部付託とする動議が可決された為、執行部で却下処分となったのである³⁾。

以上の他、ニュー・ディール体制に関連する決議案には、週30時間労働制とか、政府発注契約条件として平均的賃金支払を規定する等、当時の議会に提出されていた法案を支持せよというもの、あるいはワグナー法をアメリカ自由連盟所属弁護士が違憲と宣伝するのを非難するもの等があった⁴⁾。

さて、ニラ体制や社会保障等の以上の諸決議案はいずれも当時の政治経済機構を部分的に問題としたものであるが、全般的に経済機構を疑問とした決議案が唯一つながら提出された。《第206号：労働者の将来の福祉を保証するに十分なる計画や政策が存在しない事は、われわれの不安の大きな原因となっている。現在の経済機構の下で、完全なる復興が可能なのか、労働者は公正なる処置を与えられるのか等々、多数の疑問が生じる。そこで、現在の経済機構が公正なる配合その他社会的経済的正義を実現しうるものなのか否かを調査すべきである。またこれらの問題について、われわれの計画を作るべきである》だがこの決議案も社会保障関係と同様、大会には正式に上程されず、後に執行部により不用なりと却下された⁵⁾。

1) AFL: *Proceedings*, '35, pp. 292, 805f. なお、このように失対事業就労者あるいは失業者を組織せよ、という決議案は他にも第191, 207号等があった。これら決議案は、その組織化が、当時、失業者の団体として存在していた労働者同盟Workers' Allianceを承認する事になるので不適當、との理由で否決された。しかしこの討論では、一部の組合支部では失業者団体と連帯している事が示された(*ibid.*, pp. 277f., 287f., 677f.), なお労働者同盟についてはDerber & Young: *op. cit.*, pp. 92—97, その他の失業者団体については*ibid.*, pp. 86—92; Labor Research Ass'n: *op. cit.*, Vol. III, p. 154を参照されたい。

2) 第32, 124, 137, 195, 246号。(AFL: *Proceedings*, '35, pp. 181, 248f., 254, 279, 303f., 509, 804—806.)

3) *ibid.*, pp. 175, 178, 181, 255, 269f., 493f, 593, 820f., 830.

4) 第69, 87, 120, 183, 219号。(*ibid.*, pp. 192, 194, 201, 247, 401f., 463f., 583.)

5) *ibid.*, pp. 287, 821f.

以上、AFL大会議事録を基礎史料として、ニュー・ディール前半期におけるAFLのニュー・ディールへの対応状況を探ってみた。周知の如く、AFLの執行部役員は、一旦選任されれば本人が辞任しない限りは殆んど終身役員という状態にある為、執行部が官僚的になっていた事は否めない事実である。その執行部見解が大会で概して多教の賛成を得た点に鑑みれば、執行部の見解がAFLの見解であったといえよう。しかしその内部には、少教ながら様々な異なった見解が存在していた。これらを明らかにした事は、AFL理解のみならずニュー・ディール理解の一助となる、と思う。そこで本稿では、下部組合代議員から提出された決議案を通じて当時のAFL内の少教意見を採る事に紙教の多くを費したのである。総じてこれら少教意見はニュー・ディールに対し提案を出し、或いは要求してゆくという積極性を持ち、或いは相当に手厳しい批判を与えたのである。その基本的姿勢は、ニュー・ディールを支援するものであり、いわゆる下からの支えとなり「ルーズベルト連合のRoosevelt Coalition」の一翼となるものであった。この点は、全体としてのAFLにもいえる事である。総じてAFLはニュー・ディールに対し、受身の態度でその全般的計画に賛成し、個々の点で批判したに留まった、といえよう。ニュー・ディール政策がそれ以前の政策に比較して、進歩的な面をもっており、特に後半期にその特徴を強めていった、と一般にいわれるが、かかる進歩的側面をもたらしたものとして労働運動が多少とも寄与していた、といえよう。但しその寄与は、あく迄受動的であり、ニュー・ディールの方向を規定したのではなく、その方向を進める諸要因の中の一つであった、といえるのみであろう。またその寄与は、理論的・政策的提言としてではなく、現実の労働争議や組織運動等が無言の圧力を政府に与えたところから生じたものであろう。

ところで本稿では紙教の関係上、AFLのニュー・ディール政策への見解のみを扱ったが、この時期には、いつになく多教の独立労働党結成要求が、AFL内で叫ばれた時期であった。AFLの伝統を破らんとするこの声は如何なるものであったのか。また当時は国際的に、ナチスがユダヤ人弾圧・労働組合解散を手始めにファシズムの方向を強め、戦乱を引き起さんとしており、片やイタリア・ファシスト政権がエチオピアを侵略しつつある時代であった。一方アメリカは1935年いわゆる中立法を制定した。かかる国際的状况に対し、AFLが如何に対応したか、あるいは国際労働運動とどう関わったか。さらに、現在非常に重大化している人種差別問題に対し、当時のAFLは如何に対処していたのか。しかも、これら諸問題における意見の相違は、CIO成立への動きと直接関連していたのではないか。これらの興味ある論点は、本稿では全然触れられずに残されている。これらについてはいずれ別稿で探ってみたいと思う。(1964. 7. 20)